「の金額（「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）」を「調整前連結税額（別表一の二「2」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「7の⑩」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の⑫」）」に改め、同表を別表六の二(十四)とする。

別表六の二(十一)付表の記載要領等第三号を次のように改める。

3　「差引改定取得価額(8)−(9)　⑽」の欄は、租税特別措置法第68条の13第１項に規定する工業用機械等で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が20億円を超える場合には、「差引20億円×$\frac{\text{改定取得価額}\ (8)-(9)}{\text{一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額}}$　⑽」と読み替えて計算した金額を記載すること。この場合には、「機械設備等の概要」の欄に当該合計額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表六の二(十一)付表を別表六の二(十三)付表とする。

別表六の二(十一)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十一)付表「10」の合計）」を「取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「10」の合計）」に、「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）」を「調整前連結税額（別表一の二「2」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「7の⑨」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の⑪」）」に、

・ ・ （別表六の二(二十五)付表「2の④」）	・ ・ （別表六の二(三)付
・ ・ （別表六の二(二十五)付表「2の⑤」）	・ ・ （別表六の二(三)付
・ ・ （別表六の二(二十五)付表「2の⑥」）	・ ・ （別表六の二(三)付
・ ・ （別表六の二(二十五)付表「2の⑦」）	・ ・ （別表六の二(三)付

を

に改める。